

令和7年度 第2回千葉県教科用図書選定審議会 議事録

日時：令和7年5月28日（水）

午後2時から午後3時まで

会場：中庁舎9階企画管理部会議室

出席委員（敬称略）

宮崎 晶子	神子 純一	山岸 恒孝	星野 恵美子	鉄井 修一
染谷 篤	富永 安男	藤ヶ崎 功	小石 伸一	福田 恭子
井上 春江	中舘 玲子	大野 英彦	佐原 摩貴子	金児 美佐保

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長	杉野 可愛
千葉県教育庁教育振興部学習指導課長	増田 武一郎
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長	松見 和樹
千葉県教育庁教育振興部学習指導課	
主幹兼教育課程指導室長	吉田 俊一
教育課程指導室 指導主事	村瀬 正
同 指導主事	石井 知愛子
同 指導主事	若林 幸子
同 指導主事	井上 和博
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課	
教育課程指導室 指導主事	和田 志門

（進 行）

（事務局） 配付物の確認をする。その他の資料については、審議する際に、随時配付する。

1 開 会

2 教育長あいさつ

（進 行） これより、千葉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則第3条第1項の規定により進行を、大野会長 にお願ひする。

3 会議の公開・非公開について

(会 長) まず、第1回の審議会でも行った、本会議の公開・非公開について御審議いただく。千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、本会議は原則公開したいと思うが、今回は「5議事(1)及び(2)」については非公開にすべきではないかと思ったところである。私たち審議会の答申は、県教育委員会に提出するものであり、それをもとに県教育委員会が市町村教育委員会等に行う指導、助言又は援助を行うこととなる。おそらく、本日は、よりよい答申及び選定資料に向け、委員から多様な意見をいただくこととなる。この議事を公開することによって、市町村教育委員会等の採択業務に支障をきたすおそれがあるのではないかと思うが、いかがか。

(委 員) 参考資料16ページなど、国の通知等では、教科書採択に向けた調査研究や審議においては「静ひつな環境の確保」に努めることが求められている。会長のいう「5議事(1)と(2)」は非公開とすることが望ましいと考える。

(会 長) 意見をいただいたので、改めて、まず、大前提として、本審議会は原則公開とする。ただし、「5議事(1)及び(2)」については、「円滑な採択業務の進行」並びに「静ひつな環境の確保」という観点から非公開としたい。よろしいか。

(委 員) (同意)

(会 長) それでは、「4報告」までを傍聴可能とする。なお、「6答申」については、「5議事」を終えなければ、行えないことから、傍聴希望者のために、事務局からおよその時間を示してほしい。

(事務局) 議事進行等を考えると、答申の開始は午後3時前後となる見込みである。

(会 長) それでは、改めて傍聴を希望する場合は、午後3時頃になったら、入室が可能となる予定である。その際は、事務局より声をかける。

4 報告

(会 長) それでは、会を進める。4報告「(1)第1回千葉県教科用図書選定審議会について」と「(2)専門調査委員会における教科用図書の調査について」を事務局から報告する。

(事務局) はじめに、第1回選定審議会について報告する。先ほど、第1回議事録を配付した。なお、会議結果の公開に当たっては、出席された委員の皆様の名前を事務局出席者も含め、記載する。

続いて、専門調査委員会における教科書の調査についてである。事前に教科書の著作・編集に参加・協力等した者でないことを確認した上で、4月30日に第1回を実施し、採択制度の仕組みと専門調査委員会の位置付けや役割、法的根拠、また、選定資料の意義や役割について説明し、調査研究を行っていただいた。

専門調査員会は、4月30日、5月8日、13日、19日の4日間開催し、第1回選定審議会で承認いただいた附則9条本、いわゆる「一般図書」において「内容」「組織・配列」「表現」「造本」の観点に基づき、調査研究を行った。後ほど、調査員の代表から調査結果の報告があるので、協議をお願いしたい。

(会 長) この報告について意見、質問がなければ、次に進むがよろしいか。

(委 員) (同意)

(会 長) ここで、第1回の審議会で報告があった請願についてだが、その後の進展はいかがか。

(事務局) 先ほど、配付した資料を御覧いただきたい。請願事項としては、

(1) 市町村教育委員会が次年度に使用する教科書を採択するに当たり、採択に係る教育委員会会議を公開するよう指導、助言すること。また、傍聴に関するルール（傍聴規定）作りを援助すること。

(2) 単独採択地区において選定委員会、共同採択地区において採択地区協議会を公開するよう指導、助言すること。また、採択地区協議会の規約改正等の援助をすること。

(3) 採択後、文部科学省への報告期限となる9月1日を待たずに、無償措置法15条「市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」に則り、「採択したときは遅滞なく」公表するよう、市町村教育委員会を指導、助言すること。

(4) 採択に係る資料等の公開に当たってはHP等を原則とし、デジタル化を推進するよう、市町村教育委員会を指導、助言、援助すること。
ということである。

(1)、(2)、(4)については、市町村教育委員会や採択地区協議会によって適切に判断されるものであることから「教育委員会の方向性を導くような内容でない」ため、(3)についても毎年度、県教育委員会が市町村教育委員会等に対して行う採択に関する通知において、無償措置法第15条の規定により、採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすように指導、助言を行っていることから、「請願を受ける以前から既に取り組んでいる」ため、いずれも、一昨日の教育委員会会議で付議しないこととされた。

しかし、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言えない現状があると指摘されている。また、県内の市町村教育委員会や採択地区においても課題の残る点があると聞いているので、教科書事務主管課としては、教科書採択に関する情報の公開やその事務処理などについて毎年4月に

行う教科書採択に関する協議会や6月に行う教科書採択及び無償給与事務担当者会議等で、引き続き指導、助言を行っていきたいと考えている。

(会 長) 今の事務局の説明にもあるように、このあとの答申にもかかわる内容でもある。今後、県教育委員会は市町村教育委員会に対して、事務方として指導・助言をしていただくという形で委員の皆様、いかがか。

(委 員) (同意)

5 議事

(会 長) はじめに(1)の「義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関することについての答申(案)」を審議する。私と副会長で、法令や文部科学省の通知等を基にして、事務局協力のもと、原案を作成した。

それでは、原案のポイントとなる箇所について、説明をお願いする。

(事務局) 市町村教育委員会等への指導・助言及び援助に関することについて説明する。答申案作成に当たっては、第1回の参考資料にもある課長通知をもとに作成した。

1の小学校(義務教育学校前期課程を含む。)用教科用図書の採択については、「基本的に令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと。」としている。

2の中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)用教科用図書の採択については、小学校同様、「基本的に令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと。」としている。

3の特別支援学校用教科書の採択については、小学部、中学部ともに「基本的に令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと。」としている。

4の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については、昨年度と同様の内容になっており、教科書目録以外の教科用図書を採択できることや採択する際の注意点等について触れている。

5の教科用図書の内容に関しては、学習指導要領の趣旨を踏まえていること、県の教育施策に適合していること、児童生徒の経験や能力に適合していることなどの考慮すべき事項をあげている。

6の選定に必要な資料については、後ほど皆様に審議いただく選定資料について記載している。一般図書の観点については、前回からの変更点ない。

7の採択の公正確保については、選定に係る委員や調査員、教科書見本の取り扱い、過大な宣伝活動等への対処、採択権者の権限と責任等について、記載している。

8のその他の採択業務遂行上で必要と思われる事項について、具体的には先

ほどの請願に関する説明にもあったように参考資料の局長通知や課長通知などの国の通知の記載内容を踏まえながら、教科書採択に関する情報の公開やその事務処理等についての留意すべき事項をまとめたものとなっている。

(会 長) それでは、「千葉県教育委員会が行う指導、助言又は援助」についての答申は、これでよろしいか。

(委 員) (挙手全員)

(会 長) それでは、事務局から説明があった内容をこの後の「選定資料」に関する審議の内容を加えて、千葉県教育委員会が行う指導、助言又は援助の答申とする。

(会 長) 続いて、(2)の令和8年度使用教科用図書選定資料(案)について審議を進める。今回の選定資料(案)として、資料を配付した。資料の説明を含め、専門調査員から報告を行う。まずは、選定資料の文言について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 選定資料で「二次元コード」という文言を使用しているが、いわゆる「QRコード」のことである。民間企業の登録商標であり、使用する場合は、巻末にその旨を表記しなくてはならないため、本資料では「二次元コード」と表記を統一している。

(会 長) それでは、一般図書に関する調査結果の報告を調査員の座長からしていただく。報告をお願いします。

(座 長) 調査の概要としては、児童生徒の様々な障害特性や発達段階に応じ、興味関心を広げられるような内容になっているか。また、児童生徒にとっても教職員にとっても学習が進めやすい構成になっているか。表現や造本がわかりやすく親しみやすいものになっているかということに重点を置いた。まず、新規本について説明する。

① 「さわって学べる算数図鑑」

「さわって学べる算数図鑑」について説明する。この図書は、「四則計算」「分数」「平面図形」「立体」を学べるように、100以上の仕掛けがある。動かす、開ける、組み立てるなどの操作を通じて、数や図形などを体感的に学ぶことができる。また、索引から学びたい内容を選べるように配列されており、興味や関心を引きやすくなっている。数や量、形を鮮やかな色彩で、視覚的にわかりやすくまとめられており、楽しみながら学習をすすめることができる。

また、用語集のページでは本文で出てきた算数の用語の定義をわかりやすい言葉で説明しており、詳しい知識を得られようにもなっている。子供の実態に応じて活用することができ、仕掛けを通じて繰り返し学ぶこともできる。

② スキンシップ絵本「かずのえほん」

「かずのえほん」について説明する。この図書は、数えるページと考えるページで構成されている。数えるページでは、1から20までは1ずつ数えなが

ら数に親しみ、20から100までは10のまとまりで数を学ぶことができる。

また、数の読みと合わせて、代表的なものの数え方を扱っている。考えるページでは、周囲の人と一緒に見ることでやりとりを楽しみながら、算数の概念が学べるようになっている。児童生徒の実態に応じてどのページからでも活用することができる。

身近な動物や食べ物、乗り物等が親しみやすい絵で表現され、はっきりした輪郭で色鮮やかに描かれており、興味関心をもちやすくなっている。文字はひらがなとカタカナで読みやすく、数字は大きく表記されており、指でなぞりやすくなっている。

紙質が良く厚みがあるため、めくりやすくなっている。

② 「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」

「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」について説明する。この図書は、子供の日常生活での基本動作をイラストや文で分かりやすく説明している。毎日の生活習慣をきちんと身に付けられるように、朝起きてから寝るまでの動作が場面ごとに配列されており、学校だけでなく、家庭での生活の中でも活用できるようになっている。それぞれの基本的な動作について、短い文とシンプルなイラストで具体的に表現されていて、実際に生活の中で取り組みやすいものになっている。

③ 「改訂新版くらしに役立つ保健体育」

「改訂新版くらしに役立つ保健体育」について説明する。この図書は、「体育理論編」「体育実技編」「保健編」の3章にまとめられており、安心して安全な学校生活を過ごし、卒業後も地域社会において、健康で豊かな生活を送るために大切な内容となっている。

また、スポーツの始まりやスポーツとの多様な関わり方にも触れ、生涯スポーツへとつながる学習内容にもなっている。

配列は、テーマごとにまとまっているので、必要な場面で必要な内容を選び学習することができる。それぞれ「課題をつかむ」「調べる」「話し合う」「深める」といった構成になっており、知識を得るだけでなく、話し合い活動などを通して、考えを深めることもできる。紙面はイラストや写真がカラーで見やすく、UDフォントや配色が工夫されており、生徒にとって分かりやすいよう、配慮されている。

さらに、本書の中には二次元コードがあり、動画で体育実技のコツを確認することもできるようになっている。

この4冊以外の附則9条第1項に規定する一般図書の計137冊についても調査したが、図書の内容と選定資料の不整合はなかったことを報告する。

【質疑応答】

(委 員) 二次元コードがついている教科書が増えてきているのか。

(座 長) 通常の検定教科書はとても増えている。今回の一般図書でも「くらしに役立つ保健体育」では、二次元コードがついており、NHK の学習教材のページやそれを授業で使用する上で必要なプリント教材などのデータへつながっている。

(委 員) この二次元コードを実際に教室で使うときは、モニターに写すなど先生方は配慮してやってくれるのか。

(座 長) モニターに写すこともできるし、1人1台端末があるので、それぞれ必要な時に必要に応じて児童生徒が自分で確認することができる。

(委 員) そのタブレット端末の使い方も学校によってだいぶ違う。先生方に対する研修等があるとよい。

(会 長) 教科書としてどう評価するか、ということなので、そのあたりは県教育委員会の担当者にこの件を伝えるということで事務局いかがか。

(事務局) 承知した。

(副会長) 1か所、改行をして体裁を整えてほしい。

(座 長) 承知した。

(会 長) ここまで報告があった(案)を選定資料としてよろしいか。

(委 員) (挙手全員)

6 答申

会長より教育長へ答申

「義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関することについて」

(進 行)

今回答申された内容については、早速各採択地区に通知し、公正かつ適正な採択が行われるようにしていく。なお、答申については、市町村教育委員会へ通知するとともに、県ホームページにも整い次第掲載する予定である。

本日の議事録については、整い次第、委員に送付し、意見をいただきたい。最終的には会長による確認によって、確定としたいと考えている。なお、議事録については、会議資料とともに、県ホームページ、文書館、中央図書館等で公開する予定である。

7 閉会